

**筑後市立学校の教職員に関する
業務量管理・健康確保措置実施計画**

**令和8年4月 策定
筑後市教育委員会**

1 計画の趣旨・現状

(1) 計画の趣旨

教職員の勤務状況を改善し、健康な状態で、自らも学ぶ時間を確保しながら、専門性を最大限に発揮して、生き活きと児童生徒への教育に邁進できるようにするため、学校及び教育委員会が連携して働き方改革を推進する。本計画は、公立学校の教職員の業務量の適切な管理その他教職員のサービスを監督する教育委員会が教職員の健康及び福祉の確保を図るために講ずべき措置に関する指針（令和2年文部科学省告示第1号。以下「指針」という。）を踏まえ、本市における教職員の業務量管理や健康確保の措置を具体化するものである。こうした趣旨により、公立の義務教育諸学校等の教職員の給与等に関する特別措置法第8条に基づき本計画を策定する。

(2) 本市の現状

本市教育委員会においては、平成28年度から勤務時間外労働時間の調査、平成29年度から校務支援システムの導入、令和元年度から出退勤システムを導入するなど、超過勤務時間縮減に向けた取組を行ってきた。また、筑後市教職員の働き方改革取組指針を策定し、教職員がやりがいを持ち、安心して働ける環境（学校）にするために取組を推進している。こうした取り組みの結果、本市における教職員の時間外在校等時間の状況について、令和6年度は以下のとおりであった。

	時間外在校等時間の年平均（※1）	月45時間を上回る「延べ月数」割合（※2）	月80時間を上回る「延べ月数」割合（※2）
小学校	月31.6時間	23.0%	1.0%
中学校	月47.5時間	51.7%	11.4%

（※1）校長、教頭、主幹教諭、指導教諭、教諭、栄養教諭、養護教諭、常勤講師、事務職員における毎月の時間外在校等時間の平均。

（※2）小学校の算出式：月45時間を上回る延べ月数（580月）÷全職員の総勤務月数（2,517月）

中学校の算出式：月45時間を上回る延べ月数（595月）÷全職員の総勤務月数（1,151月）

（※3）小学校の算出式：月45時間を上回る延べ月数（24月）÷全職員の総勤務月数（2,517月）

中学校の算出式：月45時間を上回る延べ月数（131月）÷全職員の総勤務月数（1,151月）

時間外在校等時間が月45時間を超える割合が、市内小中学校全体で32.0%となっている。「対処困難な児童・生徒への対応」「事務的な業務量」への負担感が大きくなっており、担任一人で抱え込ませず「組織」と「専門家」で対応する仕組みづくりや人材の確保、業務DXなどを図ることによって、教職員の業務に、教育の質の向上のために必要な時間的余裕を創出することが必要である。

2 目標

本計画において達成を目指す目標は以下のとおり。

(1) 時間外在校等時間に関する目標

- ・月80時間超の時間外在校等時間を0%にする。
- ・1年間における時間外在校等時間を360時間以内（月45時間以内）とする。
（※児童生徒等に係る臨時的な特別の事情により勤務せざるを得ない場合を除く。）

(2) ワーク・ライフ・バランスや働きがい等に関する目標

- ・ストレスチェックにおける高ストレス者の割合を10%まで減少させる。
（令和6年度は高ストレス者の割合が14.4%）
- ・教職員が、児童生徒や保護者との信頼関係の構築や専門性の発揮などにより、生き生きと教育活動に取り組み、働きがいを実感できることを目指す。

3 計画の期間

本計画の期間は、令和8年4月1日から令和12年3月31日までとする。

なお、本計画は、国及び県の動向や社会情勢の変化、毎年度の実施状況の検証結果を踏まえ、必要に応じて見直しを行うものとする。

4 実施する業務量管理・健康確保措置の内容

本市では、本計画期間中の重点事項として、以下の内容に取り組む。

(1) 教職員の健康及び福祉の確保に関する取組

◇在校等時間の客観的な把握

- ・ICTやタイムカード等を活用し、教職員の在校等時間を客観的に計測・記録し、結果について分析を行う。

◇医師による面接指導等の実施

- ・1か月の時間外在校等時間が80時間を超え、かつ疲労の蓄積が認められる教職員に対しては、本人の申出の有無にかかわらず、医師による面接指導を行う等の措置を講ずる。
- ・ストレスチェックを実施し、高ストレスと判定された者のうち、希望する者に対して医師による面接指導を行う体制を整備する。

(2)学校・教職員が担う業務の明確化と役割分担の推進

教職員が授業や生徒指導等に専念できる環境を整えるため、以下の観点から業務の見直しと体制整備を優先的に進める。

①学校以外が担うべき業務への対応

学校だけでは解決が困難な課題に対して、組織的・専門的な対応体制を構築する。

◇保護者・地域住民等からの過剰な苦情や不当な要求等の学校では対応が困難な事案への対応

- ・勤務時間外における電話対応の負担を軽減するため、留守番電話機能（自動音声対応）の適切な運用を徹底する。
- ・学校現場での対応が困難な事案については、教育委員会が窓口となり、必要に応じて弁護士等の専門家に相談・連携できる仕組みを活用し、教職員を守る体制を強化する。

②教職員以外が積極的に参画すべき業務の分担

専門スタッフや地域人材等の活用により、教職員の業務負担を軽減する。

◇部活動の適正化と地域移行

- ・国・県のガイドライン及びスポーツ庁・文化庁の基準を遵守し、休養日の確実な設定や活動時間の上限遵守を徹底する。
- ・部活動指導員や外部指導者の活用を進めるとともに、関係機関と連携し、休日の部活動の段階的な地域移行（地域展開・地域連携）を推進する。

◇情報発信業務の支援

- ・学校ホームページの更新や作成等の広報業務について、学校コンピュータ運用支援員を活用し、担当教職員の負担を軽減する。

③教職員の業務だが、負担軽減を促進すべき業務の効率化

ICTの活用や支援スタッフとの協働により、事務作業等の効率化を図る。

◇学習評価・成績処理等の効率化

- ・校務支援システムを有効活用し、出席管理、成績処理、通知表作成等の業務をデジタル化・効率化することで、事務作業時間を削減する。

◇授業準備・事務作業のサポート

- ・教員業務支援員を配置・活用し、教材の印刷、配布物の仕分け、提出物の点検・丸付け、掲示物の作成等の補助業務を任せることで、教師が教材研究や授業準備に注力できる時間を確保する。

◇支援が必要な児童生徒・家庭への対応

- ・複雑化・困難化する児童生徒や家庭への対応について、学級担任だけで抱え込まず、スクールカウンセラー（SC）、スクールソーシャルワーカー（SSW）等の専門職とチームで対応する体制を構築する。

- ・必要に応じて、福祉・医療・警察等の市の関係部署や外部専門機関との連携を強化し、早期かつ適切な支援につなげる。
- ・児童生徒の実態に応じて、医療的ケア看護職員、特別支援教育支援員、医療・福祉に関する専門的な人材の学校への派遣を拡充する。

5 関連する取組

本計画の実効性を高め、学校における働き方改革をより推進するため、業務改善等の措置と並行して以下の取組を行う。

(1)教職員の意識改革と職場風土の醸成

- ・教職員一人一人が、限られた時間の中で最大限の成果を上げるという意識を持ち、既存の業務慣行にとらわれず、業務の効率化・精選に主体的に取り組むよう促す。
- ・「定時で退校すること」や「休暇を取得すること」を互いに推奨し合える、風通しの良い職場環境づくりを推進する。

(2)管理職のマネジメント能力の向上

- ・校長及び教頭等は、学校経営の責任者として、所属職員の勤務実態を正確に把握するとともに、特定の人員への業務偏重を解消するなど、適切な業務配分と労務管理を行う。
- ・管理職を対象とした研修等を通じて、労働安全衛生法制やマネジメント能力に関する理解を深める。

(3)地域・保護者への理解促進

- ・学校だより、学校ウェブサイト、保護者会等のあらゆる機会を通じて、本計画の趣旨や具体的な取組（留守番電話対応、閉庁日の設定、部活動の方針等）について周知し、保護者・地域住民の理解と協力を得るよう努める。
- ・コミュニティ・スクール等を活用し、学校の抱える課題や業務改善の必要性について地域と共有することで、地域全体で学校を支援する体制を構築する。

(4)環境整備の推進

- ・教職員が効率的に業務を行えるよう、校務支援システムの機能改善や、校内通信ネットワークの安定化、1人1台端末の活用促進など、ICT環境の継続的な整備・充実を図る。
- ・教職員が健康で快適に働けるよう、職員室等の空調設備の適切な運用や、作業効率を高めるための執務環境の改善に努める。

6 今後のフォローアップについて

(1)実施状況の把握と検証

- ・教育委員会は、各学校における教職員の在校等時間について毎月把握をし、長時間勤務が常態化している学校や職員に対しては、管理職に対してヒアリングや実地指導を行うなどの改善支援を実施する。
- ・各学校において学校衛生委員会を確実に開催し、職場環境の問題点を洗い出し、改善策を審議する。

(2)計画の公表

- ・毎年度、教職員の在校等時間の状況や、講じた措置の実施状況等について整理し、インターネットの利用その他の適切な方法により、市民に対して広く公表する。

(3)計画の見直し

- ・毎年度、時間外在校等時間やストレスチェックにより高ストレスと判定された者の割合、国の動向、社会情勢の変化等を踏まえ、本計画の内容について必要な見直しを行う。
- ・特に、目標が達成されていない項目については、その原因を分析し、より実効性のある対策を講ずるものとする。